

財形住宅預金

(2025年1月1日現在)

1. 商 品 名	・財形住宅預金
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま（55歳未満の勤労者の方に限ります） ・お一人一契約ですが一般財形、年金財形との併用は可能です
3. 期 間	・ 5年以上のお預け入れで期限はありません ・ 最低年1回のお預け入れが必要です ・ 預入金額ごとに預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金としてお預かりします
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 給与天引き（毎月の給与とボーナスからの天引きの方法があります） ・ 1,000円以上（ボーナス時預入額≧毎月預入額としてください） ・ 1,000円単位
5. 払戻方法	・ 全額支払 住宅の取得等の日から1年以内に払い戻します。その際には登記簿謄本等の書類を提出いただきます ・ 一部支払 住宅の取得等の前に、預金残高の90%を限度として1回のみ払い戻します。その際には売買契約書の写し等の書類を提出いただきます ・ 一部支払後の残額の支払 住宅の取得等に要する費用が一部支払いした金額を超えているときは、一部支払後2年以内かつ住宅取得等の日から1年以内に、前記「全額支払」と同様の方法で残額を払い戻します ・ 原則として持家としての住宅の取得、持家である住宅の増改築等以外の目的で払い戻しできません
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・ 預入（継続）日の店頭表示利率を満期日まで適用します ・ 預入期間が1年以上2年未満の場合 1年以上の利率 ・ 預入期間が2年以上の場合 2年以上の利率（以下「2年以上利率」といいます） ・ 満期日以後に一括して支払います ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
7. 税 金	・ 財形年金預金と合わせて元金550万円（元加利息含む）まで非課税となります ・ 550万円を超えた場合、元金全額が一律20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税扱いとなります ・ 非課税扱いの財形住宅預金を目的外で払い戻される場合は、5年間さかのぼって20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税が源泉徴収されます
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取り扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します ・ 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6か月以上1年未満の場合 2年以上利率×40% ・ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 2年以上利率×50% ・ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 2年以上利率×60% ・ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 2年以上利率×70% ・ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 2年以上利率×90%
11. その他参考となる事項	・ 住宅資金や進学資金の融資制度をご利用いただけます ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます
12. 金利情報の入手方法	・ 金利については、窓口でお問い合わせください
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	・ 一般社団法人 全国銀行協会 - 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

株式会社 あいち銀行
(営業企画部)